

I 自治基本条例とは

1 定義

ニセコ町「まちづくり基本条例」(2000年制定、2001年4月施行)以後、制定多数
しかし、確立した定義なし

名称が自治基本条例という名称かどうかでは決まらない(例 ニセコ町の条例)

定義例 ・「自治体運営の基本原則を定める条例」

- ・「住民自治の視点から自治体の理念・原則とそのため制度・仕組みを
ルール化した自治体の最高規範」

「自治体の憲法」とも呼ばれる (憲法＝「国家の統治の基本を定めた法」)

2 条例の内容(一般的に規定されている事項)

自治体運営の理念・目標、(それを達成するための)基本的な原則、(それを具体化する
ための)制度(パンフ p 8 参照)

- ・理念・目標 前文(p 9)
- ・基本原則 情報共有、参加・協働(p 4、5)
- ・制度 情報公開など情報共有原則実現のしくみ、
市民の権利(知る権利や参加権)と責務
首長や職員の責務(行政運営のルール)
議会・行政・住民3者の関係 などなど

II 制定の背景・自治体を取巻く環境と条例の必要性

1 制定の背景

- ・地方分権改革(自治体の権限と責任の拡大)
- ・財政逼迫(多様化する住民ニーズに応じ切れない→ルールに基づく選別不可欠)
- ・市民意識(自治意識)の変化、など

ただし、もともと(理論的には?)必要だった

- ・日本国憲法の保障している地方自治は団体自治と**住民自治**から成るとされているが、法律(国が制定)は不十分。よってその補完(住民の権利保障、特に住民参加の充実など)が必要。

- ・理念や原則に従った(「縦割り行政」ではない)体系的総合的な自治体運営の実現

2 自治体を取巻く環境と条例の現実的必要性の高まり

少子高齢化、人口減少 → 新たなあるいは変化する行政需要
→ 財政逼迫に拍車（(税収減など) 収入減と、新たな支出増）

例 医療・介護ほか社会保障・社会福祉問題、交通弱者問題、買い物難民問題、公共交通問題、空き家問題、公共施設老朽化問題、平常時災害時安全確保問題、町内会等地域コミュニティー衰退問題、等々
→ 政策、事務・事業のルールに基づく選別不可欠

3 制定過程と制定後の重要性

制定過程

- ・ 市民の理解を高め、市民への広がりを進める試み（後の報告）
- ← 基本条例の中味を市民の意思として形成すること（市民意思の条例への反映）が必要

制定後

- ・ 制定後の取組状況と今後の予定（後の報告）
 - ・ 見直し規定（36条） 多くの条例に規定あり
 - ← 新しいもので確立していない点も多く、はじめから完成形のものにするのは無理がある（**育てる条例**）
 - また、機が熟すのを待つのではなく、熟させる。（現状を前進させるという意味）
- * 奥平康弘・木村草太『未完の憲法』（潮出版社）
「憲法は世代を超えた国民が絶えず未完成部分を残しつつその実現を図っていくコンセプトである。」「憲法は常に未完の体系である。」
例 法の下での平等・差別禁止（憲法14条）とトランスジェンダー

III 最後に

市職員自身の理解を高めることが非常に重要

自治基本条例の制定自体が市民のみならず職員の（意識）改革運動でもある。